

平成 19 年 5 月 21 日

産業構造審議会環境部会

廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会

座長 郡嶌 孝 様

容器包装リサイクル法認定

ガス化再商品化グループ

一構成員一

株式会社イーユーピー

ジャパン・リサイクル株式会社

昭和電工株式会社

共英製鋼株式会社

水島エコワークス株式会社

再商品化の基本的な考え方及び再商品化手法の運用に関する要望

はじめに

私ども容器包装リサイクル法認定ガス化再商品化グループは、容器包装リサイクル法（以下「容リ法」）に基づき容器包装その他プラスチック（以下「容リプラ」）のケミカルリサイクルの一つである「ガス化手法」による再商品化事業を営んでおります。その構成メンバーは、株式会社イーユーピー、ジャパン・リサイクル株式会社、昭和電工株式会社、共英製鋼株式会社、水島エコワークス株式会社の五社です。

再商品化事業者は、容リ法の円滑な運用及びその発展に重要な役割を担ってきており、循環型社会を支える社会的インフラとも言えます。

中でもケミカルリサイクル及びガス化手法は、下記の優位性を有しています。

- ・ ケミカルリサイクルの再生製品は、既存の生産プロセス等で完全に利用されるため既存の販売ルート、市場にて流通する。（出口問題が一切ない）
- ・ ガス化手法の、再生製品は石油・石炭等化石原料から得られる製品ガスと全く同じ品質を有するため、容リプラが化石原料に代替されることにより、資源の有効利用及び二酸化炭素削減等環境負荷低減に寄与する。
- ・ ガス化手法は、容リプラがほぼ完全に有効利用され、残渣物は 0 ~ 2 % 程度と最終処分場負荷低減に貢献する。

今回、本再商品化手法検討会及び再商品化手法専門委員会（以下「本検討委員会」）により再商品化の基本的な考え方等に関して、再商品化事業者参加の下、公の場で検討されていることを高く評価致します。

容リ法の発展には再商品化事業者の果たす役割は大きいと存じます。多様な再商品化手法が共存することは、円滑な再商品化推進にとって極めて重要であります。ガス化手法を含むケミカルリサイクルの再商品化手法としての優位性も十分考慮していただき、私どもが中長期的に安定した事業を営み、容リ法の円滑な運用及び発展に貢献させていただけますよう再商品化事業者の立場から私どもの意見及び要望を以下の通りご提示させていただきます。

記

（1）現状認識と意見

一再商品化手法について

現在の材料リサイクル優先は、平成11年3月5日の産業構造審議会にて、単一素材の白色トレイ及び当時のケミカルリサイクルの技術を前提に「(再生)原料化」を一定の基準の下でその他の再商品化手法（ケミカルリサイクル）に対して優先的に取り扱うことが決定したものと認識している。

しかしながら、その後の分別収集状況、ケミカルリサイクルの技術進歩等により当時の前提と現状は大きく乖離している。

容リプラは、多様なプラスチック素材が使用されている。材料リサイクルは、単一素材の白色トレイ、ペットボトルの再商品化には優位性を發揮するが、このような特性を持つ容リプラの再商品化においては、価格面及び約50%の残渣が発生する等の環境面の問題から必ずしも全面的優先の取り扱いに値する最適な手法とは言い難い。

私どもガス化手法の再商品化製品である製品ガス（水素・一酸化炭素主体）は、化石原料から得られる製品ガスと全く同じ品質を有するため、化学工業原料への再商品化そのものである。更に、本検討委員会においても環境負荷等評価の結果、材料リサイクルの優位性は示されなかった。よって、現状の材料リサイクル優先には明確な根拠を見出せない。

一再商品化市場について

現状の落札結果を見る限り、行き過ぎた材料リサイクル優先により健全かつ公平な競争環境が損なわれていると言わざるを得ない。更に、ケミカルリサイクルが容リプラを有効かつ効率的に利用することで残渣の発生が少ないのでに対して、再商品化率の低い材料リサイクルの優先により全体の再商品化率が下がり、更に残渣の焼却による環境負荷が高くなっていることは、3R推進の中心的な役割を担っている容リ法の目的に逆行しているものと懸念する。

ケミカルリサイクル事業者の中には、稼働率が大幅に低下し、事業継続が危ぶまれる者も顕在化しており、このままでは再商品化率、環境負荷低減性、更には経済性におい

ても優れた再商品化手法であるケミカルリサイクルは市場からの撤退を余儀なくされる状況に追い込まれており、多様な再商品化手法の共存が危ぶまれている。

(2) 要望

1. 材料リサイクル優先制度の早期見直し

平成17年度、平成18年度の落札結果における材料リサイクルのシェアは約50%、潜在的な能力は約70%とも言われている。その結果ケミカルリサイクルが競争に参加できる範囲は過半数にも満たない（地域的なアンバランスもあり、関西以西の西日本では約30%）。

逆の言い方をすると優先されている材料リサイクルシェアが過半数を超え、自由競争枠が50%に満たないという現状は、明らかに制度・運用に歪みが生じていると言わざるを得ない。材料優先の明確な根拠が示されない以上、現状の運用の早急な改善が必須である。よって、是非とも各手法が再商品化によって得られる資源の代替性が高く、かつ環境負荷の低い再商品化を目指し、切磋琢磨して競い合う「自由競争枠」を本年度実績以上に拡大すべきである。

再商品化市場の危機は目前まで迫っており、早急な対応が必要である。中長期的な方向性と共に、本検討委員会の目的の一つである平成20年度入札選定方式においてもぜひ実効性のある対応を願いたい。

2. 再商品化手法の評価

本評価委員会を一過性のものとすることなく、資源の有効利用（残渣低減化による再商品化率向上を含む）、環境負荷低減等の見地から、再商品化手法の基本的な考え方、分別収集区分の在り方等の検討を再商品化事業者も参加の上、継続して実施いただきたい。

以上